

(お知らせ)
避難区域等における沢水モニタリングの測定結果について
(平成 25 年 3 月～平成 25 年 5 月採取分)

< 福島県政クラブ同時発表 >

平成 25 年 7 月 5 日 (金)
環境省水・大気環境局
放射性物質汚染対策担当参事官室
代 表 : 03-3581-3351
直 通 : 03-5521-9260
参 事 官 : 森下 哲(7501)
参事官補佐 : 下平 剛之(7528)
担 当 : 佐藤 滋芳(7539)
水環境課
直 通 : 03-5521-8316
課 長 : 宮崎 正信(6610)
課長補佐 : 長澤 沙織(6614)
担 当 : 佐藤 勝彦(6628)

環境省では、避難区域等の住民の不安解消に向けた対策の一環として、平成 24 年 12 月より、住民が飲用する沢水のモニタリングを実施しているところです。
今般、平成 25 年 3 月～5 月の測定結果について取りまとめましたので、公表します。

1. 調査概要

(1) 調査対象

福島県内の避難区域等のうち、要望のあった 9 市町村(飯舘村、大熊町、葛尾村、川内村、川俣町、田村市、浪江町、楡葉町、広野町)において住民が飲用する沢水です。

(2) 調査内容

以下の頻度で沢水を採水し、放射性物質濃度(放射性セシウム(Cs-134、Cs-137))の測定を実施しました。

- ・毎月の採水 117 箇所(うち、10 箇所は年度に 1 回の採水)
- ・自動採水装置による毎日の採水 15 箇所(うち、3 箇所については 5 月から採水を開始)

2. 結果概要

調査箇所のうち、平成 25 年 3 月～5 月に採取を行った約 1,500 検体を検査したところ、飯舘村 2 検体、葛尾村 4 検体、川内村 2 検体で放射性セシウムが検出(Cs-134:不検出～2.3Bq/L、Cs-137:1.4～4.4Bq/L)されましたが、その他の地点、検体では不検出(検出下限値:1Bq/L)でした。

なお、放射性セシウムの検出が見られた検体について、孔径 1 μ m のガラス繊維ろ紙等によりろ過し、再度測定した結果、全検体で放射性セシウムは不検出(検出下限値:1Bq/L)でした。

< 参考 1 >

食品衛生法に基づく食品、添加物等の規格基準(飲料水)(平成24年3月15日厚生労働省告示第130号)

放射性セシウム(Cs-134, Cs-137 合計):10Bq/L

水道水中の放射性物質に係る目標値(水道施設の管理目標値)(平成24年3月5日付け健水発0305第1号厚生労働省健康局水道課長通知)

放射性セシウム(Cs-134, Cs-137 合計):10Bq/L

< 参考 2 >

○毎月の採水状況の例(川俣町)



○自動採水装置の設置例(飯舘村)



< 参考 3 >

前回公表(平成25年3月26日)した沢水モニタリング測定結果の概要

- ・福島県内避難区域等のうち、要望のあった8市町村(飯舘村、大熊町、葛尾村、川内村、田村市、浪江町、楡葉町、広野町)で平成24年12月から飲用沢水のモニタリングを開始。
- ・平成25年2月末における調査箇所は、自動採水装置11箇所、毎月採水10箇所。
- ・2月までに分析を終えた約700検体のうち、2検体でCs-137を検出(1.3、1.2Bq/L)、その他はすべて不検出。

3. 今後の予定

今後の測定結果については、随時ホームページ上で更新いたします。

http://www.env.go.jp/jishin/monitoring/results_r-mr.html